

刑務所出所者等の円滑な社会復帰のために

<課題>

<対策>

①

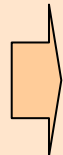
福祉サービスの提供体制が整わない（障害者手帳の交付、障害認定区分の判定等）まま、刑務所出所になる。



刑務所入所中から、福祉施策などの対応を行う必要があることから、刑務所内に社会福祉士等の専門職を配置し、福祉施設等の専門職と連携する。

②

福祉施策を行う責任主体が明確になっていない。



福祉施策の実施主体は地方公共団体であることから、入所中から障害者手帳の発給、要介護認定、出所後の福祉サービスを行う責任自治体を明確にする必要がある。このため、住所の取扱いについて一定の整理を行う必要がある。

③

福祉、雇用、更生保護の各種施策による連携が十分でない。



地域のコーディネーター機関（福祉事務所、地域包括支援センター、相談支援事業等）の仲介により連携を進め、相談支援体制を強化することにより、既存施策のフル活用につなげる。